

随意契約及び比較見積りを徴収しない理由書

工事名称 : 一級河川 木津川 三軒家水門走行分離機補修工事

三軒家水門は、高潮及び津波発生時に閉鎖、浸水を防止することにより、府民の生命と財産を守る重要な役割を果たす防災施設であり、高潮時等に安全で確実な運転を行うため、施設の機能維持を適正に行う必要がある。

本補修工事は、走行分離機の補修を行うものである。現在、走行分離機で動作不良が発生しており、航路利用に支障をきたす可能性があることから、早急な補修を図る必要がある。また、この走行分離機は三軒家水門の構造にあわせて、独自に設計、製作されたものである。そのため早期復旧には、当該設備の詳細な設計資料を有し、かつその構造に熟知していることが必要条件である。

以上のことから、本業務を実施できるのは当該設備の設計、製作、据付を行った日立造船株式会社から商号変更したカナデビア株式会社以外にないことから、同社より見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、本件は上述のとおり「特定のものでなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第 62 条及び同規則の運用第 62 条関係 2 項第 1 号の規定により比較見積りの徴収を省略するものです。